

震災時等における道路災害応急対策業務に関する協定書

国土交通省関東地方整備局常陸河川国道事務所長（以下「甲」という。）と〇〇〇〇株式会社代表取締役（以下「乙」という。）とは、常陸河川国道事務所所管施設等の災害応急対策業務（以下「業務」という。）に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第 1 条 この協定は、地震、大雨、大雪等の自然災害及び道路に影響を及ぼす人的災害（以下「震災等」という。）の発生、または発生のおそれがある場合に、甲が管理または工事中の施設等（以下「所管施設」という。）において発生した災害に関する早期情報収集及び応急対策（以下「道路災害応急対策業務」という。）を実施するにあたり、必要な事項を定め、甲と乙が協力して被害状況の早期把握、被害の拡大防止及び被災施設の早期復旧に資することを目的とする。

（協力要請）

第 2 条 甲は、震災等が発生または発生の恐れがある場合において必要と認めるときは、乙に対し、道路災害応急対策業務の協力を要請することができるものとする。また業務を円滑に行うため、甲は乙に対し、甲の実施する「防災訓練」への参加を要請することができる。

（業務内容）

第 3 条 甲が、乙に対し協力を要請する道路災害応急対策業務の主な内容は、以下のとおりである。

1. 緊急点検（パトロール）

震災等が発生し、所管施設に災害が発生または発生が予想される場合における、損壊箇所等被害の把握と報告をする。

2. 緊急措置

道路利用者の安全確保を図るため、危険箇所にバリケードやロープ等を設置するとともに、危険箇所の注意喚起や交通規制の措置を周知するための案内看板や標識等を設置する。

3. 道路啓開

緊急車両の通行確保（原則として2車線確保とするが、被災状況によりやむを得ない場合は1車線確保とし必要に応じ誘導員を配置）を図るため、倒壊・散乱している沿道建物や電柱等の障害物除去、段差発生箇所の路面及び橋梁部の土嚢等による段差処理、路上放置車両の移動等を実施する。

また、必要に応じて甲が保有する災害対策用建設機械等の運搬及び操作を行うものとする。

4. 応急復旧

道路啓開後、緊急輸送道路の機能を確保するため、土嚢等による段差処理をアスファルトによる簡易舗装にするなど、各被災箇所の状況に応じた段階的な

復旧を実施する。

また、必要に応じて甲が保有する災害対策用建設機械等の運搬及び操作を行うものとする。

5. その他

被害状況の早期把握、被害の拡大防止及び被災施設の早期復旧に必要な作業

(業務の実施区間)

第 4 条 業務の実施区間は別紙のとおりとする。

2 災害の被災状況により協定者に連絡がつかない区間、又は、協定を辞退して協定者が不在の区間が発生した場合等においては、上記で規定する区間以外についても業務を要請する場合がある。

(建設資機材等の報告)

第 5 条 乙は、あらかじめ震災時等に備え、業務実施に必要な組織及び稼働可能な建設機械並びに使用可能な資機材労力（以下「建設資機材等」という。）の数量等を把握し、書面により報告するものとする。

2 前項の建設資機材等に著しい変動があった場合又は、甲の要請があった場合は、保有状況を速やかに甲に、書面により報告するものとする。
3 甲は、甲の保有する建設資機材等について、あらかじめ乙に書面により、通知するものとする。
4 書面により報告された数量等は、本協定書の別紙として、甲、乙双方が保有するものとする。

(建設資機材等の提供)

第 6 条 甲及び乙は、それぞれから要請があった場合は、特別な理由がないかぎり、それぞれに対し建設資機材等を提供するものとする。

(出動の要請)

第 7 条 甲は、乙に対し第 4 条の業務実施区間の具体的な災害状況に応じ、応急対策業務のための出動を書面又は、電話等の方法により要請するものとする。

2 別に定める気象庁震度計において震度 6 弱以上の震度を観測した場合、又は気象庁による震度情報の発表を確認した場合は、甲からの要請があったものとみなして、乙は出動するものとする。
3 乙が災害状況を把握しているにもかかわらず、甲、乙相互の通信連絡が不能のため、甲からの出動要請が不可能な場合は、乙の判断により、必要な応急対策業務を実施するものとする。
4 乙は、出動した場合、速やかに現場責任者を定め、甲に氏名・連絡先を報告するものとする。
5 乙は、甲からの出動要請時に、別紙の建設資機材等の数量を確實に業務へ従事させるものとする。また、他団体等の協定に基づく業務等へ、別紙の建設資機材等を従事させる場合は、甲の承諾を得るものとする。
6 乙は、自らが被災して、別紙の建設資機材等を出動させることが困難な場合は、

遅滞なく、被災の現状を甲へ報告をするとともに、速やかに時点の出動可能数量及び活動可能時期を報告するものとする。

(業務の指示)

第 8 条 業務の直接の指示及び監督については、当該業務実施区間を担当する出張所長（以下「出張所長」という。）が行うものとする。

2 第 7 条第 2 項により出動した場合は、第 4 条に定める区間の緊急点検（パトロール）を実施し、被害の有無及び被害状況について、出張所長に報告するものとする。

3 第 7 条第 3 項により出動した場合は、業務内容を遅滞なく、書面により出張所長に報告するものとする。

(契約の締結)

第 9 条 甲は、第 7 条に基づき、乙に出動を要請（防災訓練を除く）したときは、遅滞なく随意契約を締結するものとする。

(業務の実施報告)

第 10 条 乙は、第 7 条に基づく出動要請があった場合は、直ちに出動し、応急対策等の業務を実施するものとする。

2 乙の現場責任者は、出動後遅滞なく作業時間及び使用建設資機材等を出張所長に書面により報告するものとする。なお甲は、必要に応じて、道路災害応急対策業務の途中段階で使用した建設資機材等の報告を求めができるものとする。

3 緊急点検（パトロール）については、甲の指定する日報様式（ルート及び時刻、また徒步等で実施した場合はその旨を明記）に記載し、出張所長に提出するものとする。

(業務の完了)

第 11 条 乙は、業務が完了したときは、直ちに出張所長に書面により報告するものとする。

(費用の請求)

第 12 条 乙は、業務完了後、当該業務（防災訓練を除く）に要した費用（第 6 条による乙の建設資機材等を含む）を第 9 条により締結した契約に基づき、甲に請求するものとする。

(費用の支払)

第 13 条 甲は、第 12 条の規定による請求を受けたときは、内容を精査し第 9 条により締結した契約に基づきその費用を支払うものとする。

(損害の負担)

第 14 条 道路災害応急対策業務の実施にともない、甲、乙双方の責に帰すべからざるものにより、第三者に損害を及ぼしたとき、又は建設資機材等に損害が生じたとき

は、乙はその事実の発生後遅滞なくその状況を書面により甲に報告し、その処理について甲、乙協議して定めるものとする。

(有効期限)

第15条 この協定の有効期限は、令和8年4月1日から令和11年3月31日までとする。

(協定の解約)

第16条 甲もしくは乙において、協定を継続できない事情が発生したときは、甲乙協議のうえ協定を解約できるものとする。

2 乙において取引停止の事実や不渡りの事実や情報、会社更生法・民事再生法の申請等があった場合、甲は書面による通告をもって本協定を解除することが出来る。

(協議)

第17条 この協定に定めのない事項又は、疑義を生じた事項については、その都度甲、乙協議して定めるものとする。

(雑則)

第18条 この協定の証として、本書2通を作成し甲、乙記名押印のうえ各自1通を保有する。

令和8年 月 日

甲 国土交通省 関東地方整備局
常陸河川国道事務所長 佐々木 哲也

乙 ○○○○株式会社
代表取締役 ○○ ○○